

別冊

〔議案第 11 号 令和 5 年度学校園に対する指示事項について〕

令和5年度

—学校園に対する指示事項—

寝屋川市教育委員会

は じ め に

近年、AIなどに代表される急速な技術革新やグローバル化等の進展により、社会の変化を予測することが難しくなっており、正しい情報を取捨選択し、活用していくことが必要な社会となっている。こうした中で、子どもたちが自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていく力を育んでいくことが重要である。

本市は、令和5年度から全市的な小中一貫校へと移行するとともに、全中学校区にコミュニティー・スクールを導入し、保護者・地域・学校が、小中学校9年間のビジョンを共有し連携を密にしながら、子どもたちの豊かな成長を支えていくことで、これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題等を踏まえた、次なる小中一貫教育を進めていく。

子どもたちが自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていくためには、子どもたちの「考える力」の育成、また「考える力」をベースとした「学力」「体力」「非認知能力」などを着実に育成していくために「寝屋川教育」を確立し、学校教育全体の質の向上や子どもたちの「生き抜く力」を育成していく必要がある。

今後も、すべての子どもたちが安全・安心で、生き生きと学ぶことができるよう教育改革を一層進めるとともに、教育大綱の趣旨を踏まえ、「“寝屋川”だから学べる」を基本理念のもと、「考える力」の確立と特色ある「寝屋川教育」の確立を大きな柱とし、常に教育改革を進め、創意工夫を生かした教育活動を推進し、「考える力を身に付けた たくましく生き抜く子」を育成していかなければならない。

教育大綱基本理念

『“寝屋川” だから学べる』

“寝屋川” だから学ぶことができる教育内容・教育環境等の実現を2つの視点から目指す

重点取組1 「考える力」の確立

重点取組2 特色ある「寝屋川教育」の確立

＜目指す子ども像＞

「考える力を身に付けた たくましく生き抜く子」

＜寝屋川が目指す教育のイメージ図＞



生き抜く力の根っこを育む
「寝屋川教育」

重点取組 1 「考える力」の確立

- ディベート教育や道徳教育等、教育活動全体を通じて、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」の育成を図ること。
- ねやがわスタンダードにより、全ての教職員が共通理解のもと、指導を行うこと。
- 「考える力」をベースとし、基礎から発展につながる「学力」、様々な理論に基づき鍛え上げる「体力」などを確実に身に付けさせ、子どもたちの「生き抜く力」を育むこと。
- 支援教育の充実を図り、障害の有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行うこと。
- 心と体の調和のとれた発育・発達を目指すため、健康や食に関心を持つための指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成に努めること。

○ディベート教育の推進

ディベート教育を通して、論理的思考力、問題解決能力、情報活用能力、客観的・多角的に見る力、話し合う力の育成を図ること。

実施にあたっては、総合的な学習の時間を核としつつ、各教科・領域における活動と積極的に関連を図り、教科横断的に取り組む中で、「考える力」の育成を図ること。指導にあたっては、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意するとともに、探究活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

○道徳教育の充実

道徳教育については、「道徳科」を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との連携を図りながら、道徳教育の全体計画、全体計画別業及び年間指導計画を全教職員による共通理解のもとで作成すること。その際に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの多様な体験活動を進め、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科の特質に応じて、体系的・系統的に指導すること。さらに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用にあたっては、「「特別の教科道徳」実践事例集」（平成 30 年 3 月）や「「大切なところ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～」（平成 27 年 3 月、26 年 3 月）等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組にあたっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面にお

いて、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価にあたっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

○総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、探究的な学習を重視するとともに各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導にあたっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。また、探究的活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

また、児童・生徒が身近な家族から、学校、地域へと、社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身につけられるよう、また、福祉・環境・ボランティア活動などを通して内面に根差した豊かな心の育成を図ること。

○人権教育の充実

・人権尊重の教育の推進

人権が尊重された平和な社会を目指し、人権及び人権問題についての実践力を高めるため、研究授業などを通じた研修の充実に努めること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂）「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）等を活用し、研修に努めること。また、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図る等、校内推進体制等の充実に努め、人権尊重の理念を学校運営に反映するように、指導計画を作成し、家庭・地域社会や関係諸機関及び校種間との連携を図り、総合的に推進すること。

人権教育の推進に当たっては、教職員自身が人権及び人権問題に深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要であることから、子どもの人権をはじめ、男女平等、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等の様々な人権問題の解決に向け、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開することができるよう、全ての教職員が、人権教育研修を積極的に受講し、自己研鑽に努めること。また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（令和3年3月）、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」（平成30年3月）、「人権教育実践事例集」（平成29年6月）、「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）等の関係資料を活用し、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意すること。

各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従った上で、幼児・児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないよう指導すること。

・ジェンダー平等教育の推進

全ての教育活動において男女の人権を尊重し、固定的な役割分担や意識を見直すとともに、必要のない男女別の指導は行わない、男女混合名簿を実施する等、男女共同参画を推進するための視点から学校環境の点検・整備に努めること。性的マイノリティ等の児童・生徒については、「性同一性障害や性的指向・性自分に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成 28 年 4 月）に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすること。また、性的指向及び性自認の多様性について、幼児・児童・生徒が正しく理解できる取組を推進すること。

・国際理解教育の推進

国際化が進展する中で、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いの違いを認め、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、「外国人児童生徒受入れの手引」（平成 31 年 3 月改訂）等を活用し、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施する等、学習言語としての日本語習得が図られるよう、指導の充実に努めること。

○支援教育の充実

・支援教育の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人一人の障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うとともに、合理的配慮の基礎となる学校づくり・集団づくりをより一層進めること。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を本人や保護者参画のもと作成し、効果的に活用するとともに、定期的な評価・点検・見直しを行い、内容の充実に努めること。乳幼児期から一貫した支援を行うため、市の「はちかづきノート」を活用しながら、校種間はもとより、医療や福祉・保健・労働等の関係諸機関と連携し、早期から切れ目のない支援体制の構築に努めること。また、通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒についても、作成・活用の一層の促進を図り、校内における支援体制の充実に努めること。更に「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成 31 年 3 月）を踏まえ、障がいの有無に関わらず、支援教育の視点を全ての教職員に浸透するよう取組を進めるとともに、障がいの特性を踏まえた適切な指導・支援が行われるよう共通理解を深め、関係諸機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用・巡回相談の活用等、総合的な支援体制の整備・充実に努めること。また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育への理解啓発をより一層推進させること。

・障がいのある児童・生徒の就学相談・支援と教育課程の編成

「障害者基本法」及び「学校教育法施行令の一部改正」（平成 25 年 9 月）の趣旨を踏まえ、障がいのある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、「障害者差別解消法」（令和 3 年 6 月）における合理的配慮の観点を踏まえ、早い時期から適切な説明及び情報提供を行い、本人・保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学相談・支援を行うこと。また、「障害のある幼児児童生徒

と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」(平成30年2月文科省)を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習を一層推進する等、指導方法の内容改善、充実を図り、障がいのある全ての子ども一人一人の自立に向けた教育が行われるよう、保護者と連携を密にして指導の効果をあげるよう努めること。

支援学級において実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れること。

支援学校等の助言又は援助も活用し、障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行い、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成すること。

・障がい者理解と啓発

地域における共生社会の実現を目指し、障がいのある児童・生徒及び障がいへの理解と認識を深めるため、支援学校や関係機関との連携や交流を学校全体で組織的、計画的に図るとともに、「発達障害について 保護者の理解を促進するために」(平成30年3月改訂)を活用し、家庭、地域社会への啓発に努めること。また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、障がいの有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、教育環境や適切な配慮・支援の充実に努めること。

○読書活動の充実

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする等、欠くことができないものであることから、その推進が必要であり、「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」(令和3年3月)の趣旨を踏まえ、読み聞かせやビブリオバトル等、発達段階に応じて、児童・生徒が読みたいと思う本と出合う機会の拡大や読書への興味・関心を高め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、環境の整備を図ること。また、学校・家庭・地域、更には公立図書館が実施する学校図書配送事業やタブレットおとどけ Books 事業の活用や、学校司書、司書教諭、ボランティアとの連携など、市の図書館網を活用し、ディベート教育をはじめ各教科等の学習に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成に向けて、児童・生徒の主体的な学習活動を支援すること。

○体力づくり

児童・生徒の体力づくりに向け、各中学校区の体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、体を動かす時間を多く確保できるように学校全体で取り組むこと。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用するなど、PDCI サイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。また、実施の際は「新体力テスト測定マニュアル」や「新体力テスト測定計時ポスター」(平成29年3月)、「体育の授業が変わる簡単プログラム(体力向上実践事例活用プログラム)」(令和元年7月)「スポーツテスト(新体力テスト)チェックシート」(令和4年6月)の動画教材や資料等を積極的に活用すること。さらに、心の健康の問題にも十分配慮し、家庭との連携も密にし、日常生活において適切な体力づくりについての実践を促し、生涯にわたって楽しく明るい豊かな生活ができるよう指導に努めること。学校における教育活動全体を通して、生涯にわたりスポーツ等に親しむ能力や態度を育て、合わせて体力の向上や健康の増進を図ること。また、学年を超えて活動することにより、自主性や協調性、仲間意識を育成し、生徒指導面においても有効に働くよう努めること。

○クラブ・部活動の活性化

生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校運動部活動・文化部活動については、生徒にとって望ましい環境の構築や心身の成長を促すという観点に立ち、地域との連携・協働等、多様な形で実施すること。さらに、生徒への専門的な指導や、教職員の長時間の勤務の解消等も考慮し、部活動指導員配置による拠点校制度を積極的に活用すること。また、「寝屋川市部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の方針を作成し、活動日数、時間を検討し、計画的に実施すること。なお、各校の方針については、ホームページ等で保護者・地域に対して周知を図ること。

○安全管理・保健指導・食に関する指導

・事故防止対策

体育の授業や体育的行事、部活動等の体育活動中の事故防止対策について、ゴールやテント等については確実に固定するなど、適切な対応がなされるよう徹底を図ること。特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。柔道においては、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。熱中症予防については、こまめな水分・塩分の補給や休息、児童・生徒の健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。また、中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

・保健指導

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、喫煙・飲酒とともに指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解すること。更に「がん」についての正しい知識と理解を身につけさせるとともに、予防のために自ら実践する態度を育成すること。

感染症対策においては「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」という観点を踏まえた取組の重要性を教職員が理解するとともに、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

・食育指導

生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、食に関する指導の全体計画を基に、その計画や推進体制の見直しを行い、児童・生徒一人一人の正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。さらに、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。特に、中学校区での食の指導体制やカリキュラムの構築についての推進を図るなど、食に関する指導の積極的な取組を図ること。とりわけ、栄養教諭配置校では、栄養教諭の専門性を生かし、各中学校区において、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における食に関する指導など積極的な取組を進めること。また、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度

や、食物を大事にする心などを育成すること。

・食物アレルギー等への対応

食物アレルギー等についての理解を深めるとともに、食物アレルギー等を有する児童・生徒に対しては、校長を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努めること。また、食物アレルギー事故等の緊急時に備え、校内で対応に関する研修を実施するとともに、必要に応じ、対応の見直しを図ること。

重点取組２ 特色ある「寝屋川教育」の確立

- 小中一貫教育を推進し、中学校区の３校で継続性、系統性、計画性のある教育活動を実施すること。
- 学校園運営にあたっては、校園長自ら教育活動全般にわたり現状の把握に努め、各中学校区・学校園の課題とその解決に向けた具体的な目標、計画を設定し、校園長の学校経営方針と合わせて教職員に周知すること。その際、保護者等に対しても、学校園の目指す目標等について周知を図るよう努めること。
- 児童・生徒のいじめや問題行動に対しては、各校の「学校いじめ防止基本方針」のもと、組織的な生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係諸機関・監察課との連携を図りながら、早期解決に努めること。
- 「開かれた学校づくり」を推進し、家庭・地域と一体となって子どもたちを育む、「“寝屋川”だから学べる」特色ある教育を確立・推進すること。
- 教職員の意識改革や資質向上を図るため、教職員研修及び実践研究の充実に努めるとともに、校内研修の充実を図ること。
- 就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進すること。

○小中一貫教育の推進

小学校、中学校の段差をなくし、義務教育９年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。ねやがわスタンダードに基づいた実践を行うこと。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会を実施するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努めること。

各中学校区で作成した小中９年間を見通したカリキュラムについては、継続して検証と見直しを行い、取組の充実を図ること。また、小学校間の積極的な連携にも努めること。

○学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学び合い育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントを進めていくこと。学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。

○学校運営協議会の開催

学校は、保護者や地域の方々とともに、学校運営や子どもに必要な支援について、それぞれの立場で子どもの成長を支え、積極的に取り組んで行くことで、地域がつながり、相互の信頼関係を深め、学校・地域がともに活性化するよう連携を図ること。

○学校教育自己診断の活用

児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を展開するとともに、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況に

ついて点検・評価を行うこと。なお、これらの結果については、学校便りやホームページ等を通じて公表することで、保護者等への説明責任を果たすこと。

○英語教育の充実

国際社会を主体的に生きるために必要な資質や能力の基礎を育成できるよう、国際コミュニケーション科及び英語科の授業の更なる充実に努めること。そのために、外国人英語講師（NET）等の有効活用を図るとともに、教科用図書その他、「Let's Try! 1・2」等の文部科学省が作成した小学校外国語活動教材や「大阪版英語学習 DVD 教材 DREAM」（平成 27 年 12 月）、「STEPS in OSAKA・大阪版 CAN-DO リスト」（令和 5 年）及び寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな 5 ステップス」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成に努めること。また、英語村事業等を活用するなどし、就学前から小・中学校において一貫した英語教育を行えるよう研究を進め、幼児・児童・生徒が、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする言語活動の充実を図り、中学校卒業時に英検準 2 級～3 級程度の力を身に付けることを目指すこと。実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努めるとともに、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、児童・生徒と目標を共有し、英語の 4 技能（5 領域）をバランスよく指導するとともに、英語でコミュニケーションを行う目的、状況や場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を身につけられるよう「中学校英語定着確認プリント」（平成 30 年 10 月）、「スピーキング力向上ツール」（令和元年度版）、英語デジタル教科書や 1 人 1 台端末などを効果的に活用し、指導を行うこと。その際、「英語による英語の授業」を基本とするよう指導すること。小学校中学年では、音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ「聞くこと」「話すこと」を通して、また、高学年では、「読むこと」「書くこと」につなげる指導につなげ、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の基礎的な力を養うこと。

○ICT 活用による学びの充実・情報活用能力の育成

全児童・生徒に配備した 1 人 1 台のタブレット端末を積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での効果的な活用、オンライン授業や長期休業期間における活用を通して、全ての子どもたちの学びを保障すること。

また、感染症や災害の発生等の非常時に、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、タブレット等を活用した、学習指導と学習状況の把握を行うこと。その際、指導要録の「指導に関する記録」の別記に適切に記入すること。

情報活用能力は、情報及び情報手段を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力であることから、教科横断的な視点を持ち、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業等を通して、情報活用能力を育成すること。

また、様々な教育活動において、パソコン・電子黒板・タブレットパソコン等の情報機器を効果的に活用した「わかる授業」の実現に向け、校内研修の充実に努めること。小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して、「プログラミング的思考」を育み、問題を解決しようとする態度を育てるよう指導すること。また、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が普及した反面、有害情報や悪意のある情報発信が発生してい

るという現状を踏まえ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。特に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等への過度の依存やメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、対応すること。

○情報管理体制の確立

様々な情報については、個人情報保護法、寝屋川市教育情報ネットワーク管理運用要綱及び寝屋川市立小中学校における学校用 ICT 機器利用規程に従い、適切な管理と保護に向けて組織的に取り組むこと。また、情報セキュリティマニュアル等を作成し、ネットワーク等を通じて、個人情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護する等、対策を講じること。個人情報を含む文書・電磁的記録等の取り扱い・管理・保管については研修などを通して、一人一人の自覚を深めるよう努めること。

○指導方法の工夫改善・少人数指導の充実

「ねやがわスタンダード」を基盤とし、教職員で指導方法等について協議し、共通した方針のもと、児童・生徒の指導にあたること。各教科の授業では、単元指導計画等をもとに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこと。「ことばの力」（平成 30 年 6 月）及び「ことばの力活用事例」（平成 30 年 9 月）を活用した「言語活動を大切にした授業づくり」に取り組み、指導方法の工夫・改善に努めること。また、言語能力や情報活用能力等の資質・能力の育成にあたっては、大阪府作成資料「カリキュラム・マネジメントのてびき」（令和 3 年）等を参考に、教科横断的な視点を持ち、全ての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。更に、教材の開発をはじめ、学校司書と連携した学校図書館の活用や、タブレット等の ICT 機器の有効活用を通して、児童生徒の ICT 機器活用能力を育成すること。また、大学や高等学校等との連携を図り、地域人材や専門的な知識を有する人材の知識・技能の活用すること。さらに、国は、小学校高学年において、段階的に教科担任制を実施していくこととしていることから、担任外教員等を効果的に活用し、専門的なきめ細かな指導と中学校の学びにつながる指導の充実に向けた取組を進めること。

さらに、個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の定着を目指し、「確かな学力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導など少人数指導や習熟度別指導などを推進すること。そのため、教員一人一人の指導技術や子ども理解等の資質の向上を図るとともに、加配教員や少人数教育推進人材等の計画的な活用を一層推進すること。

○指導と評価の一体化

学習の評価については、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月）等を踏まえ、評価規準にもとづいて児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、「わかる授業」「魅力的な授業」を目指して、教員が自らを振り返って評価し、不断に授業改善に取り組むことはもとより、児童・生徒・教職員・保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証するなど、学校として授業改善

に努めること。特に中学校では、府立高等学校入学者選抜制度の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

○各学力調査の活用

全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテスト、小学生すくすくウォッチ、学習到達度調査を活用し、教科の目標や内容の実現状況を把握・分析すること。また、児童一人一人の学力向上を目指し、9年間を見通した指導方法や授業内容の工夫・改善を図るなど、学校の組織的な取組を一層進めること。更に、保護者・地域への結果公表等を通じて説明責任を果たすとともに、家庭・地域と協働し、学力向上の取組を進めること。

○キャリア教育・進路指導の推進

幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。指導に際しては、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（キャリア・パスポート）等を作成し、活用するよう指導すること。その中で、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成に努めること。その際、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成31年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けて―キャリア・パスポートの活用―」（令和2年1月）等の活用を図り、各中学校区の全体指導計画の検証・改善を行うとともに、児童・生徒が自信や自己有用感・自己肯定感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。また、キャリア教育の中核をなす進路指導については、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、児童・生徒が自らの生き方を考え、目的意識をもって、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力や態度を身につけることができるよう、組織的、計画的に推進すること。日本語指導等、配慮を要する児童・生徒においては、一人一人のニーズに応じた進路選択等に係る情報の周知を図ること。なお、中学校においては、職場体験学習を実施する際は、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など、基礎的な力の育成に努めること。さらに、進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適切に行うこと。

○生徒指導

・生徒指導の充実

暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見・早期解決・再発防止に向けては、正しい子ども理解と信頼関係に基づき、全ての児童・生徒に対し、思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努め、日常的な働きかけの中で、自他ともに認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等の社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）等の

積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等、必要な対応を図るとともに、情報共有や方針の決定など、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、組織的な対応に努めること。その際、小学校においては、非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えること。中学校においては、問題解決能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めること。更に、子どもサポート会議のもと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を活用し、小・中学校間や関係諸機関を含めたケース会議を実施するとともに、家庭・地域との連携、中央子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組むこと。また、ピア・サポート等「開発的生徒指導」（成長を促す指導）の充実に努め、児童・生徒自身が自らの課題を解決していける力の育成に努めること。支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応すること。また、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。

・教育相談機能の充実

平素から児童・生徒との信頼関係を深め、カウンセリングマインドをもって相談活動の充実に努めるとともに、児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、適切に支援するための相談体制を整えること。また、登校支援教室、さわやかフレンド、フリーダイヤル電話相談、スクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実に努めること。

・いじめへの対応

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）等に示されているように、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、学校年間計画に沿って、未然防止・早期発見に努めること。平素から児童・生徒の理解に努め、年 4 回以上のアンケート調査等を実施し、実態を的確に把握し、「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）、「いじめ対応プログラム指導案集」（平成 23 年）、「5 つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）、「いじめ対応セルフチェックシート」（令和元年 6 月）等を活用した取組を一層推進するとともに、「小学校におけるチーム支援 SSW 活用事例」（平成 30 年 3 月）を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して早期発見・早期対応と解決に努めること。

感染症や障がい、外国へのルーツ、性的マイノリティ等に係るいじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒への必要な指導を適切に行うこと。認知したいじめについては、速やかに教育委員会へ報告するとともに、監察課との連携を図ること。

いじめに対しては、教育的アプローチとして組織的に事実を正確に把握した上で、情報共有を行い、迅速かつ適切に対応すること。その際には、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導をするとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めること。また、全ての児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）や、い

じめを起こさない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間（少なくとも3か月を目安）においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。また、携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のいじめをはじめとした課題については、利用実態に応じた指導を年間計画に位置づけるとともに、研修等により教職員も正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。また、スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」（令和2年10月策定）、「寝屋川スマホ・ネット5か条」（令和2年10月改訂）の家庭・地域への周知を図ること。

・不登校への対応

不登校については、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）や「不登校児童生徒への支援実践事例集」（平成29年8月）等を活用し、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。また、不登校の未然防止のため、全ての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子ども同士の絆を感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、学力の保障や自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進し、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細かで適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えること。特に、中学1年生時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しのある児童については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を引き続き積極的に進めること。更に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」（平成29年3月）に基づき、不登校等支援委員会や教育支援センター等と連携し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、教育の機会確保を図るよう努めるとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。欠席した児童・生徒に対しては、家庭訪問等を行い、本人確認を行うこと。また、1人1台端末を活用したオンライン授業等については、児童生徒の学習保障の観点から積極的に行うこと。

・体罰の防止

体罰は、法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。また、体罰は教職員の信用を失わせるだけでなく、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生むおそれがあることを認識し、正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「体罰防止マニュアル」（平成19年11月改訂）、「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）、「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）等を活用しながら研修等を実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を行うこと。また、事案が生じた場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に努めること。特に、部活動指導中の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つこと。

・虐待の防止

児童虐待の相談対応の件数が全国的に増加する中、尊い命が絶たれるという重大な事象が後を絶たないなど、子どもへの児童虐待の問題が深刻になっていることを踏まえ、虐待の防止に当たっては、「生徒指導提要」等にもあるように、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもがどんなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待に対する認識を深める中で、「児童虐待の防止等に関する法律」や「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」等に基づき、子どものわずかな変化も見逃さないよう、気になる子どもに対しては、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターと連携し、家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、学校は速やかに市町村の教育委員会や福祉部局に情報提供又は通告すること。とりわけ虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても、中央子ども家庭センターやこどもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～重点編」（令和元年12月）、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）等を活用しながら、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行い、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して継続的な支援を行うこと。要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに情報提供又は通告を行うこと。特に一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、こどもを守る課、中央子ども家庭センター等と日常的な連携を行うこと。また、進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議等の開催により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。

・ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、その状況は様々であり表面化しにくいことから、「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）等を活用しながら、教職員の理解を深めるとともに、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活アンケートを工夫する等、教職員がその把握に努めること。ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、学びに向かう環境が守られるよう、必要に応じて、中央子ども家庭センターやこどもを守る課等の関係機関との連携を図ること。

○危機管理体制の確立

市「危機管理マニュアル（改訂版）」や、文部科学省や大阪府の不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考に、各校の危機管理マニュアルについて、常に見直し、点検を行うとともに、緊急時の連絡・参集体制や万一の事故への対処、感染症・食中毒の予防及び熱中症の事故防止など、教職員としての的確な行動がとれるよう徹底すること。そして、

4月、6月、9月、1月、2月を「子どもの安全確保推進月間」として、保護者、地域への啓発に努め「みんなの目と心」を大切にしたい地域と協働した取組を、より一層進めること。

学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、具体的な実施計画を策定する等、学校安全の推進体制を整備すること。

また、登下校の指導においては、「登下校プランについて」（平成30年6月文科省）、「登下校時における児童生徒等の安全確保について」（平成30年12月文科省）を踏まえた取組の充実に努めるとともに、道路交通法に基づいた交通安全に関する指導を推進すること。

○防災教育の推進

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また台風をはじめとする自然災害等の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守りぬき、地域の一員としての役割が果たせるよう、「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。また、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」（令和元年12月文科省）を踏まえ、府「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）を参考に防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

○教育環境の整備

教育環境づくりは、情操教育の一環として、児童・生徒の学校生活にも深く関わっていることから、常に学校の環境美化に努めること。

○国旗・国歌の指導

入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な節目をつけ、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱を適切に実施すること。その際、学習指導要領及び「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

○働き方改革

教職員の適正な勤務時間管理及び健康管理を徹底すること。長時間勤務の縮減に向けては、部活動拠点校制度や教職員間でのチャットツール、校務支援システム、学校と保護者をつなぐオンライン連絡網、I P電話の自動音声機能や学校園緊急時連絡体制等を有効活用すること。また、行事等を精選するとともに、定時退勤日や全校一斉退勤日、ノークラブデー（部活動休養日）を明確にし、実施すること。また、「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」（令和4年2月）等も参考にしながら、各校の特色や状況に応じた取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。

○服務規律の徹底

・服務規律の確立

全ての教職員が法令等の遵守など、教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（令和２年度３月改訂）や「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和２年２月）等を活用した校内研修等を充実し、服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に向けた取組を進めること。「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和３年２月）を踏まえ、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向け、研修の充実及び相談体制の整備を図り、快適で働きやすい環境づくりを進めること。

また、「児童・生徒とのＳＮＳ等による私的なやり取りの禁止について」（令和２年１２月）の主旨を踏まえ、教職員が児童・生徒と、電話、メールおよびＳＮＳ等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止し、児童・生徒及び保護者の信用を損なうことのないよう徹底を図ること。

・セクシュアル・ハラスメントの防止

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年１２月改訂）や「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成２９年５月改訂）等を踏まえ、性的指向・性自認をからかったり、いじめの対象としたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることから、教職員一人一人が、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることを十分に認識するとともに、その未然防止のための学校体制を確立すること。なお、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、根絶を図ること。

○評価・育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。授業を行う教員の評価に当たっては、授業アンケートの結果や教員の授業観察、職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

○教職員研修

・研修の充実

教職員としての資質の向上を図り指導力を高めるため、平素の研究・研修はもとより、市が実施する研修等にも積極的に参加し自己研鑽に努めること。また、ディベート実践校における実践や、学力上位の自治体などへの訪問に参加した教職員や府・市での研修参加者を講師として活用するなどして、学校づくり・授業づくりに関する校内研修・研究授業の充実を図ること。また、校内研修においては、社会人講師など多様な人材の招聘や、参加体験型の研修を取り入れるなど、内容・形態を工夫すること。市「キャリアステージごとに求める教職員の資質能力」（平成３１年４月）や府「OSAKA 教職スタンダード」を参考にし、研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。

・重点研究の推進

本市教育の目指すべき姿及び目標を踏まえ、重点項目（ディベート教育、道德教育、

ねやがわスタンダード、ICT活用教育）について、研究を行うこと。また、研究会等を通じて、その成果を市全体に広めること。

・初任者を含む若年教職員研修の充実

初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員に対して、市「小・中学校初任者研修指導者用資料」（平成31年4月）や府「初任者等育成プログラム（令和2年3月）」等を踏まえながら、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、教職員としての基礎的な知識、当面する学校の諸課題等について研修を行い、公教育に携わる者としての資質の向上を図ること。また、学校全体でチームとして取り組むなど、日常的にOJTを推進することによって、教職員全体の指導力向上に努めること。更には、数年後には学校運営の中核を担うだけの力をつけるよう、教職員一人一人の課題や適性に応じた計画的・組織的・継続的な育成に取り組むこと。学校間・異校種間の連携を図りながら、校内はもとより市や府をはじめとする校外の研修会にも積極的に参加させること。

○家庭・地域との連携

・家庭教育の推進と支援

学校・家庭・地域の協働のもと、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ、子育てに悩みを持つ家庭や、孤立しがちな保護者に対し、家庭教育サポーター等の様々な人材を活用し、支援体制の整備に努めること。幼少期からの子育ての大切さを重視し、PTA・地域・行政とも協働して、全ての小学校区において、多様な場で保護者の親学習の実施を図り、保護者の持っている力を高めるとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。

また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、学校・家庭・地域の連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ること。

・教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進すること。

・学校施設の開放

地域住民の身近な学校施設は市民の共有財産であるという認識のもと、校庭や体育施設・図書室等については、地域への開放に努めること。

・地域人材の活用

地域活動の核となる人材の育成・定着を図るとともに、多様な社会人講師や学校支援ボランティア等の地域人材を活用し、学校教育の活性化に努めること。

・放課後児童対策

放課後や週末に、小学校の校庭や体育館等を活用して、全ての児童にとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学校と地域社会の様々な人々が協働し、学習やスポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流が図られるように努めること。

・地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実

地域教育協議会（すこやかネット）を通じて、子どもたちが多くの人々とのふれあいの中から豊かな人間性を養い、「生きる力」を育むため、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、その活動の支援・充実に努めること。

また、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

・子どもを守る地域ネットワークの充実

地域で子どもたちが安心して過ごせるよう、関係諸団体との連携を図り、「子どもを守ろう みんなの目と心で」を基本認識とし、地域パトロールカーの運用や子どもの安全見守り活動に努め、地域ぐるみでより強固な「子どもを守る地域ネットワーク」の充実に努めること。

○幼稚園教育

・特色ある幼稚園づくり

幼稚園が幼児の人格形成の基礎を培う重要な場としてふさわしいものとなるよう保育環境及び教育内容を創意工夫し、地域・保護者と共に歩む魅力ある幼稚園づくりに努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うこと。

・指導内容の工夫・改善

教育課程の編成に当たっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むこと。

・保育所園・認定こども園・私立幼稚園や小学校との連携

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校でのグッドスタートにつながるよう、幼児・児童の交流や教員の合同研修等、保育所園・こども園・私立幼稚園や小学校との連携及び相互理解を深め取組を進めること。

・開かれた幼稚園づくり

園庭開放、絵本室開放、文庫貸し出し等の活用を通して、家庭、地域社会との連携を深め子育て支援活動の充実が図られるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。

・子育てステップの活用

幼稚園は保護者・地域と目指す子ども像を共有化し、子育て支援の充実に図るため、「子育てステップ」（平成23年2月改訂）の一層の活用にあつめること。